

概算単価計上型発注方式の実施について（試行）

【目的】

概算単価計上型発注方式は、滝川市が発注する請負工事において、建設資材価格等の調査に時間を要する工事の早期発注と適正な工期確保を目的とし試行するものです。

【対象工事】

概算単価計上型発注方式の対象工事は、設計金額が500万円以上の請負工事とします。ただし、当面は、次に掲げるものは除きます。

- (1) 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和46年4月1日条例第58号）第2条に該当する工事

【周知方法】

概算単価計上型発注方式の実施に当たっては、別紙1及び2の例により入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「入札公告等」という）に明記し、入札参加資格者又は入札希望者に周知するものとします。

【設計変更の手続き】

概算単価計上型発注方式における設計変更の手続きは、次のとおりとします。

(1) 概算単価確認会議の開催

- ア 契約締結後、現場着手までに（事前準備を除く）、初回の概算単価確認会議を開催し、概算で発注した項目（単価、歩掛）を確認します。
- イ 実勢価格調査等により策定した単価、歩掛が確定した時期を目安に2回目の概算単価確認会議を開催し、設計単価の変更等を確認します。
- ウ 上記のほか、受発注者いずれかの要請により、概算単価確認会議を開催することができるものとします。
- エ 協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、概算単価確認会議を省略することができます。
- オ 当該設計変更に係る設計図書の作成は、発注者が行うものとします。

(2) 概算単価計上方式の取扱い

概算単価計上方式を用いた単価、歩掛は、特記仕様書に資材名、工種名を明示します。また、契約締結後、実勢価格調査等により策定した単価、歩掛を用いて設計変更を行います。

なお、設計変更の資料作成にあたり、受注者が行う設計図書の照査の範囲を超えるものについては、発注者が委託業務を活用し行います。

【適用年月日】

本方式の実施は、令和6年4月1日以後に入札公告等を行うものから適用します。

○概算単価計上型発注方式（試行） 入札公告記載例

- ・ この工事は、契約対象の一部の単価及び歩掛を概算金額とすることなどにより、建設資材価格等の調査に時間を要する工事を早期発注し、適正な工期確保を目的とする「概算単価計上型発注方式」の試行工事である。

詳細は特記仕様書を参照すること。

○概算単価計上型発注方式（試行） 特記仕様書記載例

- 1 本工事は契約対象の一部の単価及び歩掛を概算金額とすることなどにより、建設資材価格等の調査に時間を要する工事を早期発注し、適正な工期確保を目的とする「概算単価計上型発注方式」の試行工事である。

当該設計図書では、建設資材価格等調査が必要な資機材単価、歩掛が含まれており、調査等に時間を要するため、早期発注の観点から類似品単価等で置き換えており、契約後、変更を行うもの。

- 2 概算単価計上型発注方式の対象工事における、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出している。

- 3 工事期間中に概算単価確認会議を開催し、設計内容を受発注者間で確認した後、設計変更を行うものとする。

概算単価確認会議の開催は次のとおりとする。

（１）第１回 概算単価確認会議

実施時期：契約締結後、受注者が設計図書及び現地の確認完了時

会議内容：概算で発注した項目（単価、歩掛）について受発注者で確認。

（２）第２回 概算単価確認会議

実施時期：実勢価格調査等により策定した単価、歩掛が確定した時点

会議内容：設計単価の変更等を受発注者で確認。

（３）上記のほか、受発注者いずれかの要請により、会議を開催することとする。

- 4 概算単価としている項目は次のとおり。

（ア）歩掛～☆☆設置工、△△撤去工

（イ）単価～□□装置、▽▽遊具（類似品又は見積単価使用）